

立科土地改良区職員採用のお知らせ

- 採用予定（平成26年4月1日付採用） 職員……1名（男性）
- 申込資格（1）年齢（生年月日）等……短期大学卒業程度の学力を有し、昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、立科町出身で採用時に立科町に住所を有し、心身ともに健全な者
（2）資格等……普通自動車運転免許証取得者（A T限定不可）
- 待遇（1）給与・賞与 当土地改良区規程による
（2）健康保険等 社会保険、厚生年金
- 申込期間 11月1日(金)～11月29日(金)
- 申込手続 申込時に次の書類を添えて郵送又は持参提出すること。
①履歴書（自筆のもの、市販のもので可）
②写真（履歴書に張付）
③健康診断書（通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成されたものとする。）
④レポート「立科町の水と農業」について、1200字程度（用紙は適宜、自筆・パソコンどちらでも可）
- 採用方法 提出書類審査合格者に面接を実施し、採用者を決定する。
- お申込及びお問い合わせ先 〒384-2305 立科町大字芦田2532
立科土地改良区（電話 56-1133 有線 2170）
平日（月～金）午前8時30分から午後5時15分まで

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

●裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成26年の名簿に登録される人数は、全国で23万6500人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約440人に1人）。

●裁判員候補者名簿記載通知について

平成26年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成27年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際に送る質問票で辞退を申し出てください。又は裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出てください。可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 長野地方裁判所事務局総務課庶務係 電話 026-403-2008